

特定漁港漁場整備事業の廃止について（公表）

1 地区名（漁港名）

田ノ浦地区（田ノ浦漁港）

2 廃止の理由

廃止する施設	廃止の理由
南防波堤 L=160m	北防波堤（改良）、北突堤等により、港内静穏度の向上が図られたことと、港内側を利用した蓄養水面については規模を縮小したことにより、現況の静穏域で対応が可能となったことから廃止する。

3 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

（漁港施設）

（単位：百万円）

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港管理者名			廃止 工種
高知県	田ノ浦漁港	第2種	本土	高知県	高知県			
計画施設	計画工事種目	計画数量			事業実施済み数量			
		単位	計画数量	計画事業費	単位	事業実施 済み数量	事業実施 済み事業費	
外郭施設	南護岸	m	11.0	20	m	11.0	26	
	南護岸 （南防波堤改良）	m	140.0	182	m	140.0	198	
	南防波堤	m	160.0	450	m	0	0	○
	北護岸	m	84.0	36	m	84.0	38	
	北防波堤(改良)	m	102.0	80	m	102.0	87	
	第1突堤(改良)	m	40.0	40	m	40.0	35	
	北突堤(改良)	m	50.0	130	m	50.0	102	
係留施設	-3.0m 岸壁	m	180.0	308	m	180.0	324	
	-4.0m 岸壁	m	270.0	1,293	m	270.0	1,255	
	-5.0m 岸壁	m	60.0	167	m	60.0	187	
	船揚場	m	10.0	14	m	10.0	14	
水域施設	-3.0m 泊地	m2	13,500	59	m2	13,500	53	
		m3	17,500		m3	17,500		
	-4.0m 泊地	m2	20,500	195	m2	20,500	181	
		m3	44,100		m3	44,100		

	-5.0m 泊地	m2	15,400	220		15,400	209
		m3	39,900			39,900	
	-5.0m 航路	m2	1,740	11		1,740	41
		m3	710			710	
輸送施設	臨港道路	m	1,094	573	m	1,094	483
	橋梁 (L=20m、1基)	式	1	80	式	1	83
	駐車場	m2	5,874	66		5,874	70
漁港施設用地	用地埋立・造成	m2	20,847	416	m2	20,847	519
その他	漁港浄化施設	式	1	130	式	1	85
	荷捌施設	式	1	150	式	1	175
計				4,620			4,165

(関連事業による施設整備の進捗状況)

施設名	施設の規模と内容	施設の進捗状況
荷捌所	荷捌施設鉄骨平屋建 2,550 m <sup>2</sup>	事業主体：すくも湾漁業協同組合 整備年次：平成17年
冷海水給水施設	冷海水製造貯氷施設 50t/h	事業主体：すくも湾漁業協同組合 整備年次：平成17年
製氷貯氷施設	製氷・貯氷施設 製氷60t 貯氷100t	事業主体：すくも湾漁業協同組合 整備年次：平成17年
製氷冷蔵施設	建物 238.11m <sup>2</sup>	事業主体：すくも湾漁業協同組合 整備年次：平成24年
加工場施設	建物 390m <sup>2</sup>	事業主体：すくも湾漁業協同組合 整備年次：平成22年

#### 4 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

事業実施済み箇所の機能の発揮の様子
<p>○南護岸（平成16年度～18年度事業実施）</p> <p>○南護岸（南防波堤改良）（平成14年度～15年度事業実施） -5.0m岸壁、-4.0m岸壁及び臨港道路の防護施設として機能</p> <p>○北護岸（平成15年度事業実施）</p> <p>○北防波堤（改良）（平成15年度事業実施） 消波工の設置により越波及び反射波を低減させ、港内静穏度が向上し、準備・陸揚げ作業の安全性・効率性が向上、荒天時の避難作業の軽減</p> <p>○第1突堤（改良）（平成20年度事業実施）</p>

○北突堤（改良）（平成 19 年度～20 年度事業実施）

休けい岸壁前面の静穏度が確保され、漁船避難作業の軽減が図られ、漁船避難場所としての機能が向上

○3.0m 岸壁（平成 15 年度～21 年度事業実施）

準備・休けい岸壁として利用

○4.0m 岸壁（平成 14 年度～20 年度事業実施）

○5.0m 岸壁（平成 15 年度～18 年度事業実施）

陸揚げ岸壁として、市場集約後の漁獲量に対応

○船揚場（平成 15 年度～16 年度事業実施）

漁船の修理時における船揚場として機能

○3.0m 泊地（平成 15 年度事業実施）

○4.0m 泊地（平成 14 年度～15 年度事業実施）

○5.0m 泊地（平成 14 年度～15 年度事業実施）

準備・陸揚げ・休けい岸壁前面の水域として整備され、拠点漁港としての機能を確保

○5.0m 航路（平成 14・18・20 年度事業実施）

陸揚げのため来港する外来船や地元漁船の入出港時の安全性が向上し、拠点漁港としての機能を確保

○臨港道路（平成 14 年度～21 年度事業実施）

○橋梁（平成 20 年度～21 年度事業実施）

係留施設や施設用地にかかる輸送施設として利便性を確保

○駐車場（平成 15 年度～20 年度事業実施）

拠点漁港として、仲買人や見学者など多くの来訪者の駐車場として機能し、利便性が向上

○用地埋立・造成（平成 15 年度～19 年度事業実施）

漁具補完修理施設や野積み場などの用地が十分に確保され拠点漁港として機能

○漁港浄化施設（平成 16～19、25 年度事業実施）

荷捌き地からの洗い水等を浄化し港外へ排出することにより、港内泊地の水質浄化が図られ環境維持・向上の確保

○荷捌施設（平成 19 年度～20 年度事業実施）

漁業協同組合が整備した荷捌施設とあわせて、多くの水産物を取り扱っており、集約市場としての機能を確保

5 廃止又は施行を停止したことによる影響に関する事項

影響の内容
<p>計画施設のうち南防波堤以外は整備済みであり、当初の事業目的を果たしているため、特定漁港漁場整備事業を廃止したことによる影響はない。</p> <p>「南防波堤 L=160m」の廃止については、北護岸、北防波堤（改良）、北突堤の整備及び既設防波堤により、港内泊地の静穏度が確保されている。また、港内側を蓄養水面として利用する計画については、規模の縮小により現況の静穏域の活用による実施が可能である。このことから、特定漁港漁場整備事業を廃止したことによる影響はない。</p>

6 今後の課題と対応に関する事項

<p>本漁港は、高知県西部のみならず、高知県における重要な生産流通拠点漁港であり、今後発生することが確実とされている南海トラフ地震時にその機能が停止すると、本県の水産業及び経済に多大な損失を及ぼすこととなる。このため、地震後でも生産流通の拠点漁港としての機能が発揮できるように、岸壁の耐震強化や外かく施設の改良が必要となっている。今後は漁港施設機能強化事業により、漁港施設の機能を強化することとしている。</p>
--

